

1970年代のフランスにおける「地域民主主義」 の思想形成

——自管理・参加民主主義とその「地域」における
実践をめぐる——

中 田 晋 自

- I 「自管理派」の登場
- II 「参加民主主義」と「自管理」の思想
- III 「地域民主主義」の思想
- IV むすび

I. 「自管理派」の登場

(1) 第五共和政下における地方分権改革と3つの改革課題

1981年のフランス共和国大統領選挙に当選したフランソワ・ミッテラン(ピエール・モーロワ左翼連合政府)のもとで「地方分権改革」(1982年)が実施された当時、フランス左翼が元来「ジャコバン主義者=中央集権主義者」であるとの観点から、「フランス左翼による地方分権改革」のパラドクスを強調する議論もみられた。

しかし、この1982年改革の法案起草作業にあたった内務省地方公共団体総局の局長ピエール・リシャール(Pierre RICHARD)が、すでにジスカールデスタン政権下の1978年に上程された「地方自治体の責任促進」法案(ボネ法案)の準備作業にも携わっており¹⁾、もしその条文化作業が1970年代後半の段階で相当程度進められていたという事実を踏まえるならば、「地方分権改革」を実行に移した政権担当者の政治的イデオロギーと直結させ、議論することにさほどの意味は見いだせなくなる。

ミッテラン政権(モーロワ左翼連合政府)およびシラク政権(ラファラン右翼・中道右派政府)による2つの地方分権改革を含め、第五共和政下における主要な地方制度改革を一覧にすれば明らかなように(【資料1】

【資料1】第五共和政下における主要な地方制度改革

大統領(首相)	党派・陣営	法律(法案)の名称	改革期間	成否
ドゴール (ポンピドゥ)	右翼政権	「レジオン創設と上院改革」 (国民投票)	1963-69年	否決
ジスカールデスタン (バル)	中道右派政権	「地方自治体の責任促進」	1978-81年	廃案
ミッテラン (モーロワ)	左翼連合政権	「コミューン、県、レジオ ンの権利と自由」	1982-83年	成立
シラク(ラファラン)	右翼政権	「地方の自由と責任」	2003-04年	成立
サルコジ(フィヨン)	右翼政権	「地方公共団体改革」	2010年	成立

参照)、そこにあるのは「地方分権改革」に対する政権間の温度差ではなく、初代大統領シャルル・ドゴールに始まる歴代政権がその当時直面していた具体的な改革課題である²⁾。

フランス第五共和政下におけるこれら一連の地方制度改革において議論された論点は、おおむね次の3つに絞り込むことが可能である。

- ① レジオン創設(コミューンと県に追加して国土整備政策の中心を担う広域行政圏としてのレジオン設置)
- ② コミューンの責任強化と自由化(より責任を担える基礎自治体への再編と、都市自治体に対する国の関与の緩和促進)
- ③ 地域民主主義の強化(自治体当局からの情報開示と住民からの意見聴取=諮問型住民投票)

これら3つの課題に分類した上で、アルジェリア問題に決着を付けてドゴール大統領が政権基盤強化戦略としての地方制度改革を開始した1962年から、第2期シラク政権(ラファラン右翼・中道右派政府)のもとで第2次地方分権改革(2003—04年)が実施されるまでの展開(改革政策、政府レポート、社会運動、政策綱領)を年表化すると、【資料2】のようになる³⁾。

ここに抽出した3つの個別改革課題のうち、ある課題は政権横断的に継承され、ある課題は特定の政治潮流による選好の対象となっていた。そしてこれらの課題のうち、地域民主主義の強化論議に強くコミットしてきた潮流を、本稿では「自主管理派」と呼ぶことにする。

フランスにおける「自主管理社会主義」思想の主唱者の一人であったピ

1970年代のフランスにおける「地域民主主義」の思想形成

【資料2】 フランス第五共和政下における地方分権改革年表

	①レジオン創設	②コミューンの責任強化と自由化	③地域民主主義の強化
1960年	1962年アルジェリア独立、憲法改正の国民投票で共和国大統領直接公選制導入、総選挙でドゴール派大勝		
	ドゴールの政権基盤強化戦略 官選レジオン知事への機能分散化（集権化） ドゴールのリヨン演説（1968年） 「レジオン創設」改革国民投票法案（1969年） 地方公共団体化 職能代表制議会設置		
1970年	1971年エピネー大会→新生「社会党」成立＝ミッテランの左翼大連合（社共共闘）路線（政権獲得戦略）		
	レジオン主義者の新生社会党加入	<u>ジスカールデスタンの</u> 政権基盤強化戦略 『ギシャール委員会報告』（1976年）	社会党「地方制度討論会」（1971年） 『社共共同政府綱領』（1972年） 社会党『1977年コミューン議会選挙へ向けた政策綱領』
1980年	1976年県議会選挙／1977年コミューン議会選挙（左翼陣営伸張）		
		「地方自治体の責任促進」改革法案（1978年） 弱小コミューンの再編による基礎自治体の責任能力強化 《政権交代により流産》 社会党『社会主義プロジェクト』（1980年）	「地方自治体の責任促進」改革法案（1978年） 自治体活動への市民の参加 《先送り》 ↓ ↓ ↓
	1981年大統領選挙→ミッテラン初当選（モーロフ左翼連合政府成立）		
1990年	第一次地方分権改革（1982-83年） レジオンの地方公共団体化	第一次地方分権改革（1982-83年） 官選知事による対コミューン統制・後見監督の緩和	第一次地方分権改革（1982-83年） 自治体活動への市民の参加 《先送り》 ↓ 「地域民主主義」改革（1992年） 情報公開・諮問型住民投票制度
	1997年国民議会選挙→左翼陣営勝利（ジョスパン左派連合政府成立）		
2000年	『モーロフ委員会報告書』（2000年） レジオンの重点化	『モーロフ委員会報告書』（2000年） 弱小コミューンの自治体間協力	『モーロフ委員会報告書』（2000年） 住区評議会制導入 ↓ 「近隣民主主義」改革（2002年） 新設「住区評議会」制
	2002年大統領選挙→シラク再選（ラファラン右派政府成立）		
	第二次地方分権改革（2003-04年） レジオンの憲法明文化	第二次地方分権改革（2003-04年） 補完性の原則・財政自主権の原則	第二次地方分権改革（2003-04年） 決定型住民投票制度

エール・ロザンヴァロンも、1968年の「五月事件」以降、代表制と行政システムがともに制度疲労を起こしているとの診断に基づき、「市民社会の活力」に期待する議論が高まりをみせるなか、この問題はしばしば「政治文化」という言葉で言及され、議論され、そしてフランス社会党（以下、社会党と表記）の「第二左翼」の信奉者たちは、「自主管理（autogestion）」という理念を掲げ、地方分権政策を主張する社会運動を展開するようになったとしている⁴⁾。

(2) 本稿の目的と構成

いまロザンヴァロンによって例示された人々こそ、自治体の政策決定過程への市民の参加を理念に掲げ、1970年代に諸都市の市政改革運動を展開した、本稿が「自主管理派」と呼ぶ人々のことであるが、彼らは一体どのようなプロセスを経て、政策思想としての「地域民主主義」を主唱するようになったのか。本稿の目的は、この問題を「自主管理」と「参加民主主義」という2つの理念がフランスにおいてどのように発展してきたのかという点との関連において検討することにある。

そこでまず第Ⅱ節では、「自主管理」と「参加民主主義」という2つの概念が、1970年代のフランスにおいてどのように形成されていったのかについて考察する。これら2つの思想にはそれぞれ異なるルーツがみとめられるが、その後多様な概念的発展を経験し、最後には、これら2つの思想がいずれも中央集権国家を批判し、代表制民主主義の補正・補完を目指す思想諸潮流の活動領域において論じられるようになる。

そして、これらの理念の主要な実践の場の1つとして「地域」が指定される時、そこに「地域民主主義」思想成立の素地が形成される（1974年における「コミューンの自主管理」の理念の登場）。そこでつづく第Ⅲ節では、政策思想としての「地域民主主義」がどのように形成されてきたのかについて、「自主管理」と「参加民主主義」という2つの思想に当時コミットしていた社会党内の諸潮流が、「地域」や「自治体」の問題をどのように捉えていたのかという観点から明らかにしていく。

1977年のコミューン議会選挙へ向けた社会党の政策綱領が示されたとき、政策思想としての「地域民主主義」が明確にその姿を現したが、それは同時に清新なイメージを発するこの政策思想における後退局面のはじまりでもあった。

II. 「参加民主主義」と「自主管理」の思想

自主管理と参加民主主義という2つの思想のフランスにおける形成過程について歴史的観点から検討したエレヌ・アツフェルドは、フランスにおける1970年代とは、まさに「国家型中央集権主義への批判」が高まった時代であり、フランス国内の「社会主義諸勢力が様々な社会改造計画を唱道」した時代であり、「労働運動や都市運動が高揚」した時代であり、フェミニズムやエコロジーなどの「新しい社会運動が台頭」した時代であったと述べている⁵⁾。

こうした時代状況の下、フランスでは自主管理と参加民主主義という2つの思想がどのように形成されていったのであろうか。

(1) 「参加民主主義」と「自主管理」の概念とそのルーツ

参加民主主義と自主管理という2つの概念は、いずれも1960-70年代に登場したものの、そのルーツをたどっていくと、それぞれ異なる2つの領域にたどり着く。アツフェルドは、それぞれの概念がどのような文脈で登場してきたのかを以下のように整理している⁶⁾。

1. フランスにおける参加民主主義概念のルーツと発展

フランスにおける参加の概念は経済領域にルーツを有しているといわれる（その限りでは、ここでいう「参加」とは「労働者による経営参加」を意味する）。

1960年代に参加にかんするコンセプトや具体的施策⁷⁾を発展させたのはドゴール政権であり、そこには明らかに政治的な意図が含まれていた。すなわち、経済管理の近代化には労資の経営参加が必要となるといった議論、あるいは、労資の経営参加には階級闘争イデオロギーやフランス共産党の影響力への対応策としての役割があるといった議論である。

労働者による経営参加の理念は、すでに1950年代から労働運動の領域に影響を与えていた。とりわけ、キリスト教左派勢力やのちにフランス労働民主同盟（以下、CFDTと表記）⁸⁾へと移行したフランス・キリスト教労働者同盟（CFTC）⁹⁾の多数派（再建派）は、1950-60年代には、労働者の経営参加という理念が、暴力に訴えることなく、労働者を決定の場に近づけるものであるとして、この考え方に強くコミットしていた。

ただし、労働運動のなかに警戒論が存在していたことも事実であり、右派勢力からは労働者の参加が「社会」への行き過ぎた妥協であるとの批判が加えられ、左派勢力からは労働者の参加を通じた階級間協調や支配階級への妥協を危惧する声があがっていた。

しかし1968年の五月事件を経験すると、(労働者)参加の概念は経済以外の領域へと拡張していった。すなわち、公権力はこの事件において高揚した学生や労働者による反体制運動への対応策として、この理念を利用し、大学改革やその他の制度改革計画を提案したのである。また、1969年に提案されたジャック・シャバン・デルマス (Jacques CHABAN-DELMAS) の「新しい社会 (nouvelle société)」論において参加に重要な位置づけが与えられていたことは、周知の通りである。

このように、1968年の五月事件はフランスにおける参加の概念史においても一つの転機となった。さらにドゴール大統領が提案した1969年の国民投票法案が否決され、大統領が引責辞任すると、それ以降、参加の理念自体が変容を遂げていき、徐々に代表制民主主義に対する限界性批判の言説として利用されるようになっていった。

こうして1970年代以降展開されるようになった代表制民主主義の限界性批判の対象は、例えば政治的代表者と社会諸勢力(フランスでは「フォルス・ヴィーブ (forces vives)」と呼ばれる)との間での亀裂の拡大、行きすぎた国家の中央集権主義、そして、選挙と選挙の間に市民が陥りがちな無責任な態度など多岐にわたった。また同じ時代に、組織社会学者のピエール・グレミオンは従来地域政治エリートにより担われてきた伝統的な中央・地方間の仲介機能が危機にあるとし¹⁰⁾、元首相のピエール・マンデス・フランスは「参加型民主主義 (démocratie de participation)」の必要性を訴え、「クラブ・ジャン・ムーラン (Club Jean Moulin)」は地方分権改革を要求した¹¹⁾。

ただし、ここで提案された(代表制民主主義の限界性批判としての)参加民主主義の目的や手段は、極めて多様であった。すなわち、参加民主主義の諸制度による民主主義の新しい可能性の探求や代表制民主主義が抱える様々な欠陥の補完、諸機関の管理方法の刷新や地域社会の崩壊に伴う地域の様々なコンフリクトの予防などである。

以上をまとめると、フランスにおける参加民主主義は、労働者参加の理念と代表制民主主義の限界性批判という2つの要素を合わせもつ概念に

なったものと考えることができるが、そこには次のような背景があったという。すなわち、①諸制度の近代化および効率化への社会的要請の高まり、②都市自治体が自己統治能力を示すためにおこなった様々な実験、そして③キリスト教左派による階級闘争とは異なる路線の追求の3つである。

そして③は、後述するように、参加民主主義と自主管理という2つの概念が交差する部分でもある。

2. フランスにおける自主管理概念のルーツと発展

自主管理の理念は、「社会主義は労働者自身によって実践されなければならない」とする労働運動の伝統に基礎を置いており、ピエール＝ジョゼフ・プルードン (Pierre Joseph Proudhon) が発展させた「連合主義 (associationniste)」的潮流、さらにはアナルコサンディカリズムや評議会社会主義 (conseillisme) などとともに、代表制・代議制・選挙といった既成の諸制度そして何よりも既成政党に対する不信を共有する。

フランスでは1968年の五月事件から1981年のミッテラン左翼連合政権成立までの十数年の間、数多くの労働組合組織や政治組織、あるいはアソシアションが自らのプログラムのなかで自主管理という言葉を用いていた。

その先駆者としての役割を果たしたのは、上述のように、フランスにおける参加民主主義概念の発展においても重要な役割を果たしたCFDTであった。すなわち、1963年にはすでに同盟傘下の繊維業労働組合連盟が自主管理という言葉を用いており、さらに化学工業の労働組合連盟があとにつづいた (1965年)。1968年5月にはCFDTとしての統一コミュニケが発表され、1970年になるとついにその大会において、自主管理はCFDTのアイデンティティともいえるキーコンセプトであるとされるに至った。

社会党は1972年に同党の政策綱領『生活を変革する』において自主管理というテーマを採り上げ、非公式ではあるが、『社会主義の基礎』(1974年)、『自主管理にかんする14のテーゼ』(1975年)そして『自治体社会主義綱領』(1976年)においてこのテーマを発展させた。また、統一社会党¹²⁾は『トゥールーズ綱領』(1972年)においてその立場を明確にし、その他のアソシアションが、この概念に独自の解釈を加えた。すなわち、自治体活動グループ (以下、GAMと表記)¹³⁾の第7回全国大会 (1972年)、あるいは地域社会民主教育協会¹⁴⁾ (以下、ADELSと表記) などがこれに該

当する。さらに1977年には、フランス共産党が参入し、当初は控えめであったものの、1979年の第23回全国大会において公式にこの理念へ支持を与えた。

1980年になると、社会党は『社会主義プロジェ』や『多元的なフランス』において、自主管理の諸制度を構想した。

この時期に自主管理の思想が急速に受容された理由についてアツフェルドは、官僚主義や一党独裁といった言葉で当時理解されていた東欧諸国の社会主義に対するオルタナティブとして、人間の顔をした社会主義のイメージを提示するため、この概念が利用されたとの見方を示している¹⁵⁾。

以上のように、フランスにおける参加民主主義の概念が経済領域において(イデオロギー横断的に)発展したのに対し、自主管理の理念は、ブルードンの「連合主義」やアナルコサンディカリズム、あるいは評議会社会主義といった労働運動の伝統に基礎を置きつつ、その問題意識は既成の諸制度(代表制、選挙、既成政党)に対する不信というかたちで示されていた。両者の間に何らかの共通項を見出すとすれば、それはおそらくCFDTなどキリスト教左派が階級闘争とは異なる路線を追求するなかでこれらの概念を受容し、発展させた点であろう。彼らは1950年代にはすでに労働者の経営参加というかたちで参加民主主義の探求を開始し、1960年代の前半には自主管理の概念によって、自らの運動を特徴づけていたのである。

(2) 「自主管理」概念の多面性と多様な発展

フランスにおける自主管理の思想には、いま述べたように、東欧諸国の社会主義に対するオルタナティブとしての役割が与えられ、このことがフランスにおいて急速に受容された背景といえる。しかし同時に、この思想が有する多面性ゆえ、諸組織のなかで多様なイデオロギーの発展を可能としたことも、その急速な普及の背景として指摘される¹⁶⁾。

ここではコントロールする領域の拡張、労働者自身による管理、政治的・社会的力関係の根本的変革という3つのポイントから自主管理概念の発展を整理していく。

1. コントロールする領域の拡張

統一社会党の当時の見解によれば、様々な闘争から出発して、国家権力

を弱体化させていき、民主主義の実践を押し進めていくなかで、自主管理への道を準備する様々な「コントロール」や「下からの対抗権力」の諸制度（生産評議会、労働者評議会、農民評議会、住区評議会、居住者評議会、利用者集団など）を構築することが可能であるという。要するに自主管理とは、社会のあらゆる部門とあらゆるレベルに、そうしたコントロールをおこなう諸制度を拡張することなのである。

労働者や居住者などによるコントロールとしての自主管理は、変革をまづもって国家によりもたらされるものとする社会主義社会の構想から断絶をはかろうとする意思の表明であり、ここでイメージされるのは末端の諸組織が権力の一部を行使する社会主義である。

2. 労働者自身による管理

自主管理は文字通り「自分自身で管理する」仕組みとみなされるが、その捉え方にはヴァリエーションがある。1972年の『社共共同政府綱領』¹⁷⁾や社会党の様々な政策綱領では、自主管理はもっぱら経済領域における「民主主義的管理」の同義語として用いられており、いずれも専門官僚的ないし経営者的なイメージに対置されている。

ただし、フランス共産党の場合は事情が異なり、自主管理を専門官僚的ないしは経営者的なイメージに対置させることで、一党独裁を彷彿とさせるソ連・東欧の社会主義という名の「亡霊」を退けるのに役だった。

3. 政治的・社会的力関係の根本的変革

統一社会党、社会党内のロカール派、CFDT、様々なアソシアシオンが自主管理という言葉を通してイメージしていたのがこれである。したがって、自主管理は単に権力ないし権力行使のあり方を意味するだけでなく、労働や消費、あるいは科学技術などの新しい知識に対するスタンスの取り方や思考様式の根本的な変革をも意味しているのである。その意味で、自主管理はフランス共産党のプロジェクトとは対立するような社会改革プロジェクトとなっていた。

自主管理をめぐるこうした多様なイメージは、当時のフランスの政治領域における多様な政治的立場に対応していた。自主管理を引き合いに出すことで、ある政治勢力は1968年の「五月事件」に由来する願望や要求を

この理念のなかに読み込み、ある政治勢力は資本主義や東欧の社会主義に代替する社会モデルを提案し、またある政治勢力はレーニン主義的モデルから距離をとったのである。

(3) 「参加民主主義」をめぐる2つのイメージ

自主管理という言葉がフランスにおいて既成の政治的諸制度（代表制、選挙、既成政党）を批判する概念として盛んに用いられていた時期、参加民主主義はそうした政治領域における諸制度を批判する概念としてはいまだ体系的に構築されていなかったが、その後この概念は類型を伴った厳密なレベル分けというかたちで体系化されたていった。すなわち、「(公的機関から市民への)情報提供」「(計画案にかんする市民からの)意見聴取」「事前協議」という3つのレベル分けがおこなわれたのである。

これら3つの類型（とりわけ意見聴取）に対し、困難地区の荒廃に抗する運動などを展開してきたアソシアシオンからは、「見せかけの参加(participation-bidon)」に過ぎないとする批判の声が上がった。参加民主主義の評価などをめぐる激しい論争は、アツフェルドによれば、主として次の2つの議論に収斂されていったという¹⁸⁾。

1. 政治・社会システムへの抵抗手段

ここでいう参加民主主義は、様々な領域での闘争を政策のレベルへと繋げていくという、まさに当時の政治状況を反映したものである。ルベ市のアルマ・ガール (l'Alma-Gare) 住区における事例は、一つのアソシアシオンが地域住民とともに策定した一つのプロジェクトを基礎に、住区の活性化に成功したものととして、メディアで大きく報じられた。

特にマニュエル・カステル¹⁹⁾によって理論化されたこの構想は、次のような理念に基づいている。すなわち、様々な闘争（とりわけ「都市闘争」）は、代表制の枠組みのなかでは代表されえず、まさに「代表制に対する反抗」である。カステルの考え方に従えば、参加民主主義は、都市住民や都市利用者を主体とする闘いの取り組みや対案の創出として理解され、代表制民主主義を（補完ではなく）代替可能なものないしは代替すべきものということになる。

2. 代表制民主主義の限界性改善の政治的手段

ここでいう参加民主主義は、代表制民主主義を補正・補完する民主主義と捉えられている。上述のクラブ・ジャン・ムーランが普及させ、社会党やアソシアシオンが繰り返し引き合いに出した参加民主主義にかんするこのイメージは、次のような理念に基づいている。すなわち、市民参加を実践していくことで、選挙と選挙の間においても、継続的な市民の動員が可能となり、議員たちに対するコントロールを強化し、とりわけ彼ら市民たちの責任感を形成することになる、と。ありていに言うならば、社会党はコミュニケーションや特にアソシアシオンを「市民精神の学校」と定義し、これらを通じて新たな活動家が社会党へ供給されるとみなしたのである。参加民主主義の役割とは、この場合、市民と議員の間をつなぐ新たな仲介者を生み出すことで、代表制民主主義の質的向上に資することにある。

そして今日のフランスにおける参加民主主義は、多くの場合、代表制民主主義の補正・補完を目指すこのイメージで捉えられている。

フランスにおける自主管理の思想は、この思想が有する多面性によって多様な概念的発展が可能であったことから、関連する諸概念を組み合わせながら、多様な発展型を生み出す一方で、参加民主主義の思想は、代表制民主主義の補正・補完を目的とした諸制度として構築され、定式化がおこなわれ、その後両者は中央集権国家を批判し、代表制民主主義の補正・補完を目指す思想諸潮流の活動領域において発展を遂げていくことになる。

これらの思想が、本稿にとって最も重要な概念である「地域民主主義」思想の形成とどのような関係にあるのか。節を改めて検討していく。

III. 「地域民主主義」の思想

1990年代以降降制度化する道を進むフランスの「地域民主主義」思想がどのように形成されてきたのかについて、本節では、自主管理と参加民主主義という2つの思想に当時コミットしていた社会党内の諸潮流が、「地域」をどのように捉えていたのかという観点から明らかにしていく。

(1) 新生社会党による政策転換と「地域」の争点化

「地域民主主義」というテーマに対し、当時の社会党がどのようにコミッ

トしていたのかについて検討したレミ・ルフェーブルは、同党が「地域民主主義」を主要なテーマとして頻繁に取り上げた点に、1970年代における同党の特徴がみとめられるとしつつ、同党が地域ないしは自治体の問題に目を向けるようになったのは、まさにこの1970年代の初頭のことであったとしている²⁰⁾。

当時の社会党は、1969年5月のアルフォルトヴィル大会 (Congrès d'Alfortville) において、「社会主義労働者インターナショナル・フランス支部 (以下、SFIO と表記)」²¹⁾から「新生社会党 (以下、社会党と表記した場合すべて新生社会党を指す)」へと転換を図ったとはいえ、フランス第四共和政以来の中道連合である「第三勢力 (Troisième Force)」²²⁾の古い体質を色濃く残し、非政治的なテーマしか採り上げないその政治姿勢は、有権者たちの要求の変化に適応不全を引き起こしていた。

しかし、1970年代初頭が政策上の転機となり、組織的・イデオロギー的な刷新が図られ、新しい戦略が採用されるなかで、「地域」の問題が党の主要テーマとして復活してきたのであり、その際この「地域」という活動空間は、体制への反対運動や様々な要求運動の拠点とみなされただけでなく、社会的なイノベーションや様々な社会的実験の場としても位置づけられた。

ルフェーブルによれば、この転換には次のようなプロセスがあったとされる²³⁾。

すなわち、そのプロセスは、1971年3月のコミュン議会選挙の際、党執行部が旧 SFIO 系のコミュン議会議員たちを批判したことから始まった。SFIO 系の議員たちが、コミュン議会選挙での当選を優先し、同選挙の第2回投票に先駆け中道諸党派との間で妥協を図ったことにより、その後成立した市政の政策が中身のないものになったというのである。以後、「地域」はより政治的なものとして再定義され、上述のように、この活動空間は、体制への反対運動や様々な要求運動の拠点とみなされただけでなく、社会的なイノベーションや様々な社会的実験の場としても位置づけられることになった。

社会党市政において新しい方向性が見出され、従来ほとんど争点として採り上げられることのなかった自治体の問題が、これ以降議論の対象となっていく。こうした自治体問題にかんする認識枠組みの修正により、党組織のあり方についても明確な方針の転換が図られた。すなわち、地方

議員の役割にかんする党の定義が再確認・再定式化されるとともに、市長は有権者の筆頭代表者である前に、当該コミューンにおける党の顔であるとされた。地方選挙にかんしても方針転換が図られ、第四共和政以来の古い党の体質をイメージさせる「第三勢力」の標語は1971年のコミューン議会選挙をもって廃止され、1977年のコミューン議会選挙では「左翼連合 (l'Union de la gauche)」が標語として用いられるようになった。

1977年のコミューン議会選挙へ向けた政策綱領（後述）において、社会党は地域のレベルにおける市民の参加という斬新な政策を打ち出し、この選挙に勝利したが、これは市民に開かれた民主的な政党であることを示すとともに、同党所属の地方議員たちを基盤にして同党をパフォーマンスの高い選挙マシンとしていくという2つの至上命題を、「地域民主主義」という言説を利用することで、一度に実現しようとする同党の戦略であったと解釈される。

(2) 社会党による政策転換の原動力

しかしなぜ1970年代初頭になって、こうした自治体政策をめぐる方針転換が図られたのか。ルフェーブは、上述のように、その背景を党内の体質改革戦略に求めることができるとすると同時に、この自治体政策が、社会党により当時押し進められていた行政諸段階（基礎自治体であるコミューンから頂点にある大統領に至る）での権力獲得戦略のなかに組み込まれていたことを指摘している²⁴⁾。

1971年6月のエピネー大会において「左翼連合路線」を掲げるミッテランを第一書記に選んだ社会党は、「第三勢力」を掲げた中道諸党派との連携やSFIO系議員たちの古い体質などによって失っていた有権者からの信頼を取り戻すべく、党内改革を押し進めていくことになる。

これにより、新しい世界観をもった新しい世代が大量に党へ流入したが、古い党の体質とはおよそ相容れない彼らの活動家精神が、地方議員との間の対立を激化させることになった。その意味で、党代表メンバーの一新と1977年のコミューン議会選挙における左翼連合の勝利が、社会党における新しい社会的属性をもった新世代の主導権獲得を示していた。

他方で、「地域」レベルにおける政治活動の強化戦略によって、党への政治的・社会的な動員力を高めることが可能となった。このことが示しているのは、国政レベルにおいて社会党が長らく野党の地位に甘んじ、政権

の座にないため、有権者からの支持獲得にマスメディアを動員できない状況を補完する役割が、そうした戦略に期待されていたことである（地域のレベルにおける党への支持獲得活動）。

(3) 地域における社会的諸実践の担い手

すでに述べたように、社会党による「地域への回帰」などによって特徴づけられる1970年代フランスの「地域」は、ドゴール政権下の官僚統制によって活力を失った保守主義の温床から変革・自治・社会的実験の場へと変化していった。「地域」が有する豊かなイメージが広く行き渡り、「地域」が社会運動にとって最適の活動拠点となり、社会党がこの新しい基盤としての「地域」へコミットを強めることで、一部の人々にとって同党は「ミドル・クラスの党」と映るようになった。

事実、「地域への回帰」を通じて社会党が見出した新しい社会的魅力は、様々な社会活動や言説と結びつけられるなかで、ミドル・クラスの社会的要請と合致するようになっていた。こうした見地に立つと、当時の地域民主主義には、教養と科学技術への見識を備えたミドル・クラスの人々を引きつけ、彼らの様々な願望（生活環境改善イデオロギーの広がり、文化的諸要求の充溢、都市のエコロジーや「脱物質主義的諸価値」の拡大）に添えていく、様々な魅力が見えてくる。

フランスでは1970年代にミドル・クラスが一つの社会階層として明確になってきたことが、数多くの先行研究によって裏付けられているが、彼ら「ミドル・クラス」は「生産関係に基づく階級」として構成されているわけではないため、彼らがまさに「地域」において発展させ、取り組んでいる社会的・文化的実践といった明確な基準により定義される。これぞまさに「ミドル・クラスが地域を生み出し、反対に地域がミドル・クラスを生み出す」²⁵⁾といった様相である。

社会党は、地域のレベルにおけるアソシアシオンの諸活動に光を当てることで、社会的変革を導く新しい歴史的「主体」となったミドル・クラスというこの社会階層のプロモートを、政治的にサポートしたのである。

(4) 自主管理と地域民主主義の関係性

この「地域」という新しい言説を具体化したのが自主管理をめぐる議論であった。自主管理社会への道筋はコミュニンのレベルにおいてこそ開か

れるとされたのである。

ルフェーブルのリサーチによれば、「コミューンの自主管理 (l'autogestion communale)」というテーマが初めて登場したのは1974年のことであったとされる²⁶⁾。この「コミューンの自主管理」というテーマ設定により、社会党は新たなイデオロギー的清新さを手に入れることができたが、そのイデオロギーの特殊性ゆえに、つねにその概念は不明瞭なままであった。この「コミューンの自主管理」という概念についてルフェーブルは「基礎自治体であるコミューン自身がその政策調整のあり方と手法を決定するという制度枠組みの下、コミューンにおける現実の課題にすべての市民が関与すること」と定義しているが、より具体的には、都市利用者たちを都市の諸機関による事業に関与させたり、都市の諸アクターを都市の公的活動へ最大限統合したりすることを意味していたと述べている²⁷⁾。

(5) 社会党「第二左翼」の地域民主主義論

「地域」をめぐる論議を社会党内で活性化させた要因の一つは、社会党指導部の一部に限られていたとはいえ、党内諸潮流（「第二左翼」と呼ばれたロカール派と社会主義研究調査センター²⁸⁾と）の間で繰り広げられた論争にあった。

本稿が「自主管理派」と呼ぶ「第二左翼」は一つの思想潮流を構成し、社会主義の歴史的所産のなかにある諸理念を改めて採り上げ、自分のものとして取り込み、再構成するといった作業をおこなっていたが、何よりも地域や自治体にかんする諸問題の検討に力を入れていた²⁹⁾。1977年のコミューン議会選挙に向けた政策綱領（後述）のなかに、われわれはその痕跡をはっきりと見出すことができる。「第二左翼」は、社会科学の諸研究を動員して、「地域」に対する徹底した検討をおこない、党の指導部や活動家から参加論への賛同を得ようと模索した。

「地域」は、次のようなものとして分析され、提示された。すなわち、「地域」は社会的諸関係の再生産を強化する不活発な空間であると同時に、潜在的には新しい社会的諸関係を実現する場であり、社会生活の新しい形態を試みる場であり、社会的実験を試みる実験室でもある、と。自治体における実践に方向性を与えたのは、とりわけピエール・ロザンヴァロンとパトリック・ヴィヴレが発展させた「社会的実験」の構想である³⁰⁾。

(6) 1977年のコミュニン議会選挙綱領における「地域民主主義」の位置づけ

社会党の1977年のコミュニン議会選挙へ向けた政策綱領『コミュニンにおける市民—社会党市政の諸提案—』³¹⁾は、「地域」という新しい言説を採り上げることで、従来の選挙綱領を放棄した。とはいえ、この政策綱領全体が革新的というわけではなく、この新しい政策の意義は、自治体組織がこれまでおこなってきた伝統的政策（地方自治強化の要求や社会政策など）にあるとされた³²⁾。

「住民参加」というテーマがこの政策綱領に目新しさをもたらしており、優先課題の一つである「生活環境改善」というテーマと結びつけられた。すなわち、「各人が自らの個人的・集団的な欲求を満足させることのできる生活環境を創出すること」が重要である、と。

土地占有計画や建築許可は、言うまでもなくコミュニンが所管する公的事務であるが、都市計画を進めていくとなれば、地域住民を巻き込んでいく必要がある。社会党は都市計画策定への住民参加を可能とすべく、学際的な専門家が集い、都市の諸問題を多面的に検討し、住民の前で地方議員と民主的な討議をおこなう都市計画と建築にかんする作業チームの設置を提案している。

この政策綱領はまた、こうした都市計画の領域に止まらず、より一般的な地域民主主義にかんするルールの再定義が必要であるとし、このことは「形式民主主義」という古典的モデルに基づく制度枠組みを覆すことを意味した。もはや地域民主主義を「行政手続きや形式的なセレモニーのなかに」押しとどめるべきではない。民主主義は、継続的なプロセスでなければならぬのであって、有権者が必要に応じて市当局に対しておこなう釈明要求に墮してはならないというのである。

(7) 参加民主主義と地域民主主義の関係性

とはいえ、この選挙綱領において代表制原理について検討されることはなかった。住民との自治体権力の分有（自治体の政策決定への市民の参加）というテーマについて、社会党内には根強い反対論があったためである。参加民主主義が代表制民主主義を代替することはまったく不可能なことであって、選挙綱領の言葉を借りるならば、参加民主主義にできるのは、あくまでも「代表制民主主義を拡充し、補完すること」であるとされた³³⁾。

このように、社会党が1977年の選挙綱領において想定していた「地域民主主義」とは、前節で検討した「代表制民主主義の限界性を改善するための政治的手段としての参加民主主義」の「地域」における実践ということになる。そしてこの選挙綱領が提示する「地域民主主義」の実践方法は、前節で整理したように、参加民主主義における3つのレベル分け（情報提供・意見聴取・事前協議）のうち、次の2つに対応するものと考えることができる。

情報提供	市政だよりの無料配布、市政にかんする資料の内覧、地元のテレビや新聞
事前協議	市の特別委員会、住区評議会 ³⁴⁾

1977年の選挙綱領は、こうした参加民主主義としての「地域民主主義」に想定される実践方法だけでなく、より一般的な課題として、自由で民主的な中間諸団体（居住者評議会やその他のアソシアション）の結成と発展を支援していくとしている。こうした団体の活動を通じて、地域住民の様々な要求をくみ取ることや住区にある施設の管理を可能な限り住民に委託すること、さらには、市当局が実施する政策を最大限普及させるため、すべての市民、とりわけすべての若者を決定準備の段階や行政管理の段階に関与させることが可能になるとされたのである。

IV. むすび

(1) 本稿のまとめ

以上のように本稿は、まずフランス第五共和政下の歴代政権による地方制度改革において議論された論点を3つ（レジオン創設、コミューンの責任強化と自由化、地域民主主義の強化）に絞り込んだ上で、地域民主主義の強化論議に強くコミットし、より具体的には自治体の政策決定過程への市民の参加を理念に掲げ、1970年代に諸都市の市政改革運動を展開した人々を「自主管理派」と呼ぶことにした。

そして彼らがどのようなプロセスを経て、政策思想としての「地域民主主義」を主唱するようになったのかという問いのもと、この問題を「自主管理」と「参加民主主義」という2つの理念がフランスにおいてどのよう

に発展してきたのかという点との関連において検討してきた。

第Ⅱ節では、参加民主主義と自主管理という2つの概念が、1970年代のフランスにおいてどのように形成されていったのかについて考察し、これら2つの思想にはそれぞれ異なるルーツがあることを明らかにした。すなわち、フランスにおける参加民主主義の概念が「労働者による経営参加」といった表現に示されるように、元来経済領域においていわばイデオロギー横断的に発展を遂げたのに対し、自主管理の理念は、連合主義・アナルコサンディカリズム・評議会社会主義といった労働運動の伝統に基礎を置きつつ、その問題意識は既成の諸制度(代表制、選挙、既成政党)に対する不信というかたちで示されていたのである。

自主管理の思想は、この思想の多面性により多様な概念的発展を遂げ、他方参加民主主義の思想は、代表制民主主義の補完を目指した具体的な諸制度として定式化がおこなわれ、その後両者は中央集権国家や代表制民主主義の補正・補完を目指す思想諸潮流の活動領域において発展を遂げていくことになる。

そして、これらの理念の主要な実践の場の一つとして「地域」が指定されることで、「地域民主主義」の政策思想が形成・発展のプロセスを開始することになる。第Ⅲ節では、政策思想としての「地域民主主義」が1970年代のフランスにおいてどのように形成されてきたのかについて、自主管理と参加民主主義という2つの思想にコミットしていた社会党内の諸潮流が地域や自治体の問題をどのように捉えていたのかという観点から明らかにした。

上述のように、ルフェーブルによれば、この「地域」と「自主管理」を結びつけた「コミューンの自主管理」の理念がフランスで初めて登場したのは1974年のことであったとされるが、1977年のコミューン議会選挙に向け社会党が発表した政策綱領は、こうした「自主管理」の理念だけでなく、コミューン・レベルで実践可能な「参加民主主義」的な諸制度を列挙するなど、自主管理と参加民主主義の「地域」における実践を想定する政策思想としての「地域民主主義」は、いわばクライマックスの局面を迎えることになった。

(2) 社会党内における政策方針の転換

ただし、「地域民主主義」の理念を取り入れた政策綱領を掲げて1977年

のコミューン議会選挙に臨むことで、社会党は同選挙に勝利を取めるものの、この勝利以降、社会党内における地域や自治体問題にかんする議論は急速にトーンダウンしていく。

アツフェルドは、ジスカールデスタン政権下で「地方自治体の責任促進」法案が審議されていた1977年3月に実施された同選挙において左翼連合が勝利を取めたことで、社会党所属のコミューン議会議員や大都市市長が大量に生み出されたものの、コミューン議会議員の世代交代が促進された結果、社会党内の言説に明確な変化がもたらされたと述べている³⁵⁾。

コミューンというまさに現実政治の現場では、次のような事態が起こっていたという。すなわち、「左翼連合」という政党間連携の枠組みで当選を果たした社会党所属の新しいコミューン議会議員たちが直面した困難とは、まさに多くの新人議員が嘆いたように、大半の一般市民には市政参加への熱意が感じられないという問題であった。下からの民主主義の内発的発展という住民の自発性への期待とは裏腹に、「地域民主主義」の活動に参加するのは住民のごく一部にとどまり、結果としてコミューンの権力共有から利益を得ているのは、活動に時間を割くことのできる「プチ・ブルジョワジーの人々」に限られていたのである。

社会党市政を率いる市長たちは、こうした現実を根拠にして、市政運営を従来のものへと回帰させていった。すなわち、住民参加に基づく地域民主主義の強化よりも、市長を中心とする市当局主導の市政運営が復活し、国による様々な「規制」「縛り」を問題にする議論を背景として、自治体の権限や政策上の裁量を拡大する地方分権改革の実現が優先課題として主張されるようになったのである。

このことは、1981年の政権交代以降開始された地方分権改革論議における「地域民主主義」強化の主張に対し、障害要因として機能することになった³⁶⁾。

注

- 1) 1981年にミッテラン大統領の下で成立するピエール・モーロワ左翼連合政府の内相兼地方分権相に就任したガストン・ドフェールは、地方分権改革の法案起草作業を前政権下でボネ法案の起草作業に携わっていたピエール・リシャールに任せるべく、彼を呼び戻し、再び「地方公共団体総局長」のポ

- ストに据えた。その経緯については、拙稿「1970年代フランスにおけるジャコバン国家の変容と地方分権改革——ある内務高級官僚の歴史的役割と分権化構想——」(『立命館法学』2005年度第2・3号、第300号記念論文集、2006年1月)を参照。
- 2) 筆者は、第五共和政下の歴代政権による地方分権政策が、まさに基盤強化(政権獲得)戦略の一部として展開されたとの見地に立っている。これら一連の論点については、拙著『フランス地域民主主義の政治論——分権・参加・アソシアシオン——』(御茶の水書房、2005年)を参照。
 - 3) サルコジ政権期(2007-2012年)に実施された地方公共団体改革は、「地方公共団体改革にかんする2010年12月26日の法律(Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales)」に基づくものであり、大統領からの要請に基づきエドゥアル・バラデュール元首相を委員長とする「地方自治体改革委員会」が報告書を提出し(2009年3月5日)、議会がこれを審議し、法制化した。Le Comité pour la réforme des collectivités locales présidé par Eduard BALLADUR, *Il est temps de décider : Rapport au Président de la République (le 5 mars 2009)*, Fayard La documentation Française, 2009。
改革項目としては、レジオン議会議員と県議会議員を廃止して、新たに創設される地域議員に統合する「地域議員 (conseiller territorial) の創設」、人口50万人以上の都市圏が昇格可能とされる「メトロポール (métropole) の創設」、「コミューン、県、レジオンの合併手続きの簡素化と新設」、そして「広域連合体の発展と単純化」の4つが挙げられる。ただし、2012年5月に成立した社会党のオランド左翼連合政権は、前政権の下でおこなわれた改革の見直しを打ち出しており、例えば新設の「地域議員」については選挙が実施されないまま廃止される可能性がある。
 - 4) Pierre ROSANVALLON, *Le Modèle politique français : La société civile contre le jacobinisme de 1789 à nos jours*, Seuil, 2004, pp. 418-429.
 - 5) Hélène HATZFELD, « De l'autogestion à la démocratie participative : des contributions pour renouveler la démocratie », Marie-Hélène BACQUÉ, Yves SINTOMER (dir.), *La démocratie participative. Histoires et généalogies*, La Découverte, coll. « Recherches », 2011, p. 51.
 - 6) *Ibid.*, p. 51.
 - 7) アツフェルドによれば、具体的な施策のレベルで「労資間の利益分配制」を確立したのは、1959年のオールドナンスであったとされる。同オールドナンスは、その目的を「企業から労働者への利潤分与ないし利益配分の強化」にあると定めており、給与労働者による利益分配、資本や企業経営への参加、さらに企業委員会や従業員代表といった中間機関によるコントロールを提案していた。1967年には、2つのオールドナンスが、従業員100名以上の企業に

- 対し、これを義務づけた。Ibid., p. 52.
- 8) Confédération française démocratique du travail
 - 9) Confédération française des travailleurs chrétiens
 - 10) Pierre GRÉMION, *Le pouvoir périphérique : Bureaucrates et notables dans le système politique français*, Seuil, 1976. 組織社会学派のグレミオンが同書において展開している「周辺権力」論については、拙著『フランス地域民主主義の政治論——分権・参加・アソシアシオン——』、御茶の水書房、2005年の第六章を参照。なお、組織社会学派とは、1961年にミシェル・クロジエ(Michel CROZIER)によって設立された「組織社会学センター(Le Centre de sociologie des organisations)」を拠点とする研究者集団を指す。
 - 11) Club Jean Moulin, *Les citoyens au pouvoir: 12 régions 2000 communes*, Le seuil, 1968. クラブ・ジャン・ムーラン編 (荻田保監訳) 『広域行政——権力を市民の手に——』、鹿島出版会、1970年。また、クラブ・ジャン・ムーランの地方分権論については、拙著、2005年の第三章を参照。
 - 12) Parti socialiste unifié
 - 13) Groupe d'Action Municipale. なお、グルノーブル市におけるG A M運動の展開については、拙著、2005年の第5章を参照。
 - 14) Association pour la démocratie et l'éducation locale et sociale
 - 15) Hélène HATZFELD, *op. cit.*, 2011, p. 54.
 - 16) Ibid., p. 55.
 - 17) *Programme commun de gouvernement du Parti communiste française et du Parti socialiste*, 1972. 「フランス共産党および社会党の共同政府綱領」(『統一戦線と政府綱領』、新日本出版社、1974年)。
 - 18) Hélène HATZFELD, *op. cit.*, 2011, p. 56.
 - 19) Manuel CASTELLS, *Luttés urbaines et pouvoir politique*, Maspero, 1975.
 - 20) Remi LEFEBVRE, « Retour sur les années 1970, Le Parti socialiste, l'autogestion et la démocratie locale », BACQUÉ, SINTOMER (dir.), *op. cit.*, 2011, pp. 65-67.
 - 21) Section française de l'Internationale ouvrière.
 - 22) 森本哲郎によれば、「第三勢力とは要するに左右の反体制派(共産党とゴースト)を排除して第四共和制擁護の左右の穏健派(社会党、急進社会党、MRP〔人民共和運動〕、保守諸派)が形成した連合勢力のこと」であるとされる。渡辺和行・南充彦・森本哲郎『現代フランス政治史』(ナカニシヤ出版、1997年)、162頁。なお、同勢力による政治の特徴について、中木康夫は「ドゴール派および共産党という、左右の反米勢力を排除した、マーシャル・プラン受け入れの政治体制にほかならなかった」と述べている。中木康夫・河合秀和・山口定『現代西ヨーロッパ政治史』(有斐閣ブックス、1990年)、160頁。

- 23) Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, pp. 67–68.
- 24) *Ibid.*, pp. 68–70. なお、筆者も一九七〇年代の社会党による新しい自治体政策が、一九七一年六月のエピネー大会において党の第一書記に就任したミッテランによる政権獲得戦略(1981年の大統領選挙においてミッテランが当選)の重要な部分をなしているとの立場にある。この点については、拙著、2005年の第三章を参照。
- 25) Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 69.
- 26) 次の文献のなかのオリヴィエ・コルペ(Olivier CORPET)のテキストに見出されるという。 *Communes de France*, 1974, p. 136. Cité dans Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 69.
- 27) Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 70.
- 28) Centre d'études et de recherches socialistes (CERES). ルフェーブルによれば、CERES は地域を重視するロカール派の路線が、社会変革を国家中心に構想する自らの路線とは相容れないとして、はっきりと一線を画そうとしていたとされる。CERESによれば、自治体社会主義やコミュニンの自主管理は無益な幻想に過ぎず、住区委員会は「階級闘争戦線」の戦略に加わるどころか、「プチ・ブルジョワ」が自らの地域政治における様々な野心を後押しするために利用されているとしている。 *Repères*, 42, 1977. Cité par Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 70.
- 29) ルフェーブルは、「第二左翼」が「地域」の諸問題にいかにかコミットしていたかを理解するには、彼らの理論誌である *Faire* 誌の各号の目次にざっと目を通すだけで十分であり、同誌の巻頭言のうち約3分の1がその諸問題に割かれていると述べている。 Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 70.
- 30) ルフェーブルは、特に次の論文を参照すべきとしている。 Pierre ROSANVALLON et Patrick VIVERET, « La gauche et l'expérimentation sociale », *Faire*, 25, 1977. Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 70.
- 31) *Citoyen dans sa commune. Propositions municipales socialistes, élections municipales de 1977.*
- 32) *Citoyen dans sa commune*, 1977. Cité par Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 71.
- 33) *Citoyen dans sa commune*, 1977, p. 46. Cité par Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 71.
- 34) ただし、ルフェーブルはこの事前協議にかんする提案は、極めて不明瞭であるとの但し書きを付している。すなわち、1977年の選挙綱領は、住区評議会が住区レベルにおけるコミュニティの統合を回復し、「全般的であると同時に、意見聴取的で既存の領域セクターに関連するような権限」を保有する必要があると述べているからである(傍点は中田)。 *Citoyen dans sa commune*, 1977, p. 142. Cité par Remi LEFEBVRE, *op. cit.*, 2011, p. 71.

- 35) H el ene HATZFELD, *op. cit.*, 2011, pp. 76–78.
- 36) 1977年のコムニ ン議会選挙における左翼連合の勝利は、「社会主義・共和主義全国議員連盟 (F ed eration Nationale des  lus Socialistes et R epublicains)」へのコムニ ン議会議員の大量加入をもたらした。このことによってその議長を務めるデュブドゥ (グルノーブル市長) の党内基盤は強化され、1981年の政権交代以降開始された地方分権改革論議を「地域民主主義」の法制度化へ向けたチャンスとみなしたデュブドゥに加勢する効果をもっていた。しかし社会党の中央レベルにおける同選挙後の方針転換 (地域民主主義から地方分権改革へ) といった現実政治の展開によって、彼の政治的意思は挫折を余儀なくされることになったのである。

グルノーブル市長のデュブドゥが目指した、政策思想としての「地域民主主義」から法制度としての「地域民主主義」への「翻訳」作業が、1981年の政権交代以降開始された地方分権改革論議のなかで挫折するに至った経緯については、拙著、2005年の第五章を参照。

また、社会主義・共和主義全国議員連盟は、デュブドゥが議長を務めていた当時、「五万人あまりのコムニ ン議会議員、一〇〇名の県議会議員、人数としては県議会議員に引けをとらないレジオン評議会評議員」が活動していたとされる。Jean-Marc BINOT, Denis LEFEBVRE, Pierre SERNE, *100 ans 100 socialistes*, Bruno Leprince, 2005, pp. 124–125.